

美浜町木造住宅耐震シェルター整備補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障がい者等災害時の避難弱者への耐震性の高いスペースを確保するために、木造住宅に耐震シェルターを整備する費用の一部を補助する美浜町耐震シェルター整備費補助事業(以下、「本事業」という。)の補助金の交付に関し、美浜町予算決算会計規則(平成11年美浜町規則第20号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 美浜町が実施する無料耐震診断

イ (財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(2) 耐震シェルター

住宅内に整備する装置であって、地震時住宅倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、別表1に示す耐震シェルターまたは、町長の認めるものをいう。

(3) 補助対象経費

耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用。

(4) 高齢者

申請年の年度末時点で65才以上の者をいう。

(5) 障がい者

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)に規定された精神保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳または愛護手帳の交付を受けた者

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 美浜町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第1号に規定する旧基準木造住宅で、且つ障がい者または、高齢者世帯であること。

(2) 第2条第2号に規定する木造住宅耐震診断において、第2号アの判定値が0.4以下、または第2号イの得点が40点以下と診断されていること。

- (3) この要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルターの整備がされていないこと。
- (4) 過去に美浜町民間木造住宅耐震改修費補助制度及びその他の補助制度に基づく耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の補助金、その他これに準ずるものの交付を受けたことのある住宅でないこと。

(補助対象者)

第 4 条 この要綱により補助を受けることができる者は、市県民税等を滞納していない者で、前条の要件を満たす住宅に自ら居住しているとする。

(補助の制限)

第 5 条 補助の対象となる耐震シェルターの台数は、補助対象住宅 1 戸当たり 1 台とする。

(補助金の額)

第 6 条 この要綱による補助額は、別表 2 に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、美浜町耐震シェルター整備補助金交付申請書（様式第 1）に、次の各号に掲げる書類を添えて、美浜町長に申請しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（美浜町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 2 条第 2 号によるものに限る）
- (2) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 住民票の写し又は身体障害者手帳等の写し等第 4 条の要件が確認できる書類
- (4) 申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルターを整備することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類（様式第 2）
- (5) 案内図
- (6) 平面図（整備予定場所を明記する）
- (7) 整備予定場所の写真
- (8) 町県民税、固定資産税の納税証明書（完納を証するもの）
- (9) 代理者によって申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定および通知)

第 8 条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、美浜町耐震シェルター整備補助金交付決定通知書（様式第 3）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があるときは条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第 9 条 申請者は、補助金交付決定後に、補助金の額の変更が生じる整備内容の変更をし

ようとするときは、変更内容が分かる書類を添付して、美浜町耐震シェルター整備補助金変更申請書(様式第 4)により、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、美浜町耐震シェルター整備補助金変更交付決定通知書(様式第 5)により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、耐震シェルターの整備が予定の期間に完了しない場合又は整備の遂行が困難になった場合は、速やかに美浜町耐震シェルター整備遅延等報告書(様式第 6)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を確認し、指示書(様式第 7)により指示するものとする。

(補助事業の取下げ又は取止め)

第 10 条 申請者は、補助金交付決定後において、当該申請を取り下げるとき、又は整備を取り止めるときは、美浜町耐震シェルター整備補助金取下げ(取止め)届(様式第 8)により、町長に提出しなければならない。

(整備の報告)

第 11 条 申請者は、耐震シェルターの整備が完了したときは、整備が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までに、美浜町耐震シェルター整備補助金完了報告書(様式第 9)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの整備に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルターの整備に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 整備前、整備中および整備完了後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 12 条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、美浜町耐震シェルター整備補助金交付額確定通知書(様式第 10)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第 13 条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条による補助金の額の確定後、速やかに美浜町耐震シェルター整備補助金請求書(様式第 11)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 警察署からの通報又は警察署への照会等により、暴力団、暴力団員これらと緊密な関係を有する者であることが判明した場合

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部または全部を取り消す場合は、美浜町耐震シェルター整備補助金交付決定(一部)取消通知書(様式第 12)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (木造住宅耐震シェルター整備費補助事業)

No.	名称	会社名
1	耐震シェルター「ハイルナー」	(株)スリー・ユー
2	鋼耐震	株式会社東武防災建築((販売元:東武ボウサイ株式会社)
3	木質耐震シェルター	(株)一条工務店
4	レスキュールーム	(有)ヤマニヤマショウ

別表第 2 (第 6 条関係)

整備装置	補助限度額
耐震シェルター	30 万円(対象経費が 30 万円を下回る場合は、当該経費の額。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)